

京 都 大 学 医 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第24条 4年以上在学して、コース区分（先端リハビリテーション科学コースにおいては、講座区分）に応じ次に掲げる単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p>先端看護科学コース 153単位 先端リハビリテーション科学コース（理学療法学講座） 145単位 先端リハビリテーション科学コース（作業療法学講座） 148単位 総合医療科学コース 145単位</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第3年次に入学した者については、2年以上在学して、学部の定めるところにより、所定の単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p>(中 略)</p> <p>第26条 在学期間は、医学科にあつては10年（同一年次においては、3年）、人間健康科学科にあつては8年を超えることができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、人間健康科学科の第3年次に入学した者の在学期間は、4年を超えることができない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第24条 (同 左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第3年次に入学した者については、2年以上在学して、<u>第2年次に入学した者については、3年以上在学して</u>、学部の定めるところにより、所定の単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p>第26条 (同 左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、人間健康科学科の第3年次に入学した者の在学期間は、4年を、<u>同学科の第2年次に入学した者の在学期間は、6年</u>を超えることができない。</p> <p>附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>